

事業者用

くりりんセンターにごみを搬入する際の分別等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第三条で、

『事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない』と定められています。

くりりんセンターに搬入できる廃棄物は、「一般廃棄物」と「あわせ産業廃棄物」です。

1. 一般廃棄物及び搬入可能な廃棄物

事業系一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のものです。

くりりんセンターでの分別方法及び搬入制限

①燃やすごみ

種 類	搬入前の処理等	量 制 限
紙類 (書類・紙屑・蟬引き及び 汚れたダンボール)	・ファイルの金属は事前に外す ・焼却しやすいようにする ・長さ1m以内(油がついたものは産業廃棄物です)	
生ごみ		1日1回 1,000kg以内
貝殻		1日1回 200kg以内
布類(衣類)	(油がついたものは産業廃棄物です)	
木(枝・木箱・木材)	長さ1m以内、太さ5cm以内にする 木箱は魚箱程度の大きさまで	1日1回 1,000kg以内
草		1日1回 1,000kg以内
布団		1日1回 20枚

②燃やさないごみ・大型ごみ

種 類	搬入前の処理等	量 制 限
プラスチック製弁当容器 ペットボトル 飲料水の缶 飲料水の瓶	(従業員が個人で購入し飲食等で排出 したものに限り)軽く洗浄 アルミ缶・スチール缶に分別する	瓶 1日1回 300kg以内
木(細い枝は可燃にする) 木製大型ごみ	太さ5cm以上20cm以内・長さ2m以内	1日1回 1,000kg以内
畳(180cm×90cm×6cm)以内	(建設業に伴う工作物の新築・改築除去により 排出される廃棄物は産業廃棄物です)	1日1回 20枚
じゅうたん カーペット 6畳以内	(すべり止めがついた物は産業廃棄物)	1日1回 20枚

※ 蛍光管、水銀ランプ、電池はくりりんセンターでは受け入れできません。

③その他 くりりんセンターに搬入できる廃プラスチック

- 病院等で入院患者が排出するもの
- 列車・観光バス等の乗客が排出するもの
- 公共美化のために設置したごみ箱から排出されるもの
- 一般廃棄物との複合品で分離できないもの

一般廃棄物処理料金

10kgごとに **170円**

2. くりりんセンターで受入れすることができる『あわせ産業廃棄物』（中小企業者等対象）

取扱分類	内容及び受入れ基準	例	主な業種
燃えがら	安定無害化したもので含水率80%以下のものに限る 搬入量制限 1日1回 200kg以内	公衆浴場等の燃え殻	全事業者
紙くず	パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷物加工工業に限る		新聞業 出版業 製本業 印刷加工業
木くず	木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に関わるものに限る 木製パレット及びリース業から排出される木製品 搬入量制限 1日1回 1,000kg以内	廃木材 おがくず 木製パレット 梱包材	木製品製造業 家具製造業 木製パレット等は 全事業者
繊維くず	繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に関わるもの限り、PCBが染み込んだものを除く	木綿くず 羊毛くず 麻くず	繊維工業 紡績業 織物業
動植物性残渣	食料品製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不用品で前処理（10cm程度の大きさに）したもので 搬入量制限 1日1回 1,000kg以内		食品製造業 食品加工業
ガラスくず及び陶磁器くず	搬入量制限 1日1回 300kg以内	飲食店等の食器 酒屋の瓶 歯科技工所の石膏	全事業者

※ 処理を希望する事業者は、事前にあわせ産業廃棄物の届出が必要です。

※ 建設業に伴う工作物の新築・改築・除去に伴って排出されるものはくりりんセンターでは受入れできませんので、産業廃棄物処理業者での処理となります。

3. くりりんセンターで受入れできないもの

- ①動物の死体
- ②液体状のもの及び内容物が入ったもの
- ③特別管理一般廃棄物（病院等から排出される血液の付着したガーゼや包帯など）
- ④その他処理が困難なもの

4. 処理料金について

☆一般廃棄物	10kgごとに	170円
☆あわせ産業廃棄物		
・あわせ産廃不燃物	10kgごとに	182円
・あわせ産廃可燃物	10kgごとに	173円



5. 開館日 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時まで

6. 休館日 日曜日・海の日・スポーツの日・12月31日午後～1月2日

7. お問い合わせ 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター

TEL 0155-37-3550